

# 第五次地域管理経営計画書

## 第一次変更計画書

(南予森林計画区)

計画期間 [ 自 平成29年4月1日 ]  
[ 至 平成34年3月31日 ]

[変更年月 平成30年3月]

四国森林管理局

## 第五次地域管理経営計画（南予森林計画区）の変更について

### 【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程(平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号)第6条第9項に基づき変更する。

- ① 密度調整が必要な林分の見直しによる間伐量の増
- ② 保護林制度改正に伴う保護林の種類等の変更
- ③ 管理経営の指針の見直し

### 【変更する項目】

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項  
(4)主要事業の実施に関する事項
  - ① 伐採総量
  
- 2 国有林野の維持及び保存に関する事項  
(3)特に保護を図るべき森林に関する事項

別冊 管理経営の指針

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (4) 主要事業の実施に関する事項

#### ① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区分	主伐	間伐	計
計	62,017 《28,972》	<u>283,452</u> (2,111)	<u>345,469</u>

注：《 》は分収林の収穫量で内書、( )は間伐面積である。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

希少な野生生物の生育・生息する森林において、当該個体群の持続性を向上させ、遺伝資源の保護等に資することを目的とする希少個体群保護林<sup>\*10</sup>を設定し、設定目的の応じた適切な保護・管理を行う。

本計画区の保護林は下表のとおりである。

種類	名称	面積 (ha)
<u>希少個体群保護林</u>	<u>滑床山ウラジログシ等(遺伝資源)</u>	37

\*10 希少個体群保護林…希少な野生生物の個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的に保護・管理する、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林